3　前項の規定は、法第十四条の規定により求人者が学校卒業見込者等求人（法第十一条に規定する学校卒業見込者等求人をいう。第七条第二項第一号及び第九条第一号イにおいて同じ。）の申込みを行う場合について準用する。この場合において、前項中「労働者の募集を行う場合」とあるのは、「求人の申込みを行う場合」とする。

（青少年雇用情報の提供の方法等）

第六条　（略）

2　法第十三条第二項の規定により青少年雇用情報の提供を求める場合には、学校卒業見込者等（法第十一条に規定する学校卒業見込者等をいう。次条第二項第二号において同じ。）は、次に掲げる事項について、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により、労働者の募集を行う者又は募集受託者に明示しなければならない。

一～三　（略）

3　（略）

第三条　次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十三条の厚生労働省令で定める基準）	（法第十三条の厚生労働省令で定める基準）
第四条　法第十三条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。	**第四条**　法第十三条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　次のいずれにも該当しないこと。	九　次のいずれにも該当しないこと。
イ　（略）	イ　（略）
ロ　職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）第一条で定める規定の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたこと（職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第四条の三第三項に規定する求人の申込みを受理しないことができる場合に該当する場合に限る。）。	ロ　青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令（平成二十八年政令第四号）で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたこと（青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成二十七年厚生労働省令第百五十五号）第三条に規定する求人の申込みを受理しないことができる場合に該当する場合に限る。）。
ハ　（略）	ハ　（略）
（準用）	（準用）
第十三条　職業安定法施行規則第三十一条の規定は、法第十六条第四項の規定により認中小事業主団体に委託して労働者の募集を行う中小事業主について準用する。	**第十三条**　職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第三十一条の規定は、法第十六条第四項の規定により承認中小事業主団体に委託して労働者の募集を行う中小事業主について準用する。

（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部改正）

第四条　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第百六十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第九条の認定の基準等）	（法第九条の認定の基準等）
第八条　法第九条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。	**第八条**　法第九条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
一　次のいずれにも該当する一般事業主であること。	一　次のいずれにも該当する一般事業主であること。
イ～ニ　（略）	イ～ニ　（略）
ホ　次のいずれにも該当しないこと。	ホ　次のいずれにも該当しないこと。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）第一条で定める規定の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたこと（職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第四条の三第三項に規定する求人の申込みを受理しないことができる場合に該当する場合に限る。）。	(2)　青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令（平成二十八年政令第四号）で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたこと（青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成二十七年厚生労働省令第百五十五号）第三条に規定する求人の申込みを受理しないことができる場合に該当する場合に限る。）。
(3)　（略）	(3)　（略）
二・三　（略）	二・三　（略）